

直接接統細則

直接接続細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第15項の規定に基づき、直接接続方式の取引に関し必要な事項について規定する。

(直接接続方式の提供に係る実施基準の作成等)

第2条 直接接続方式を提供しようとする受託取引参加者は、次の各号に規定する事項について定めるとともに、直接接続方式を提供した委託者（以下「直接接続委託者」という。）に対し、当該基準について遵守及び実施させなければならない。

- (1) 直接接続委託者に対する取引端末装置の操作訓練の実施の基準
- (2) 直接接続委託者の有する資産及び信用力に照らし直接接続方式による取引が過大に行われることを防止するための基準
- (3) 直接接続委託者の取引端末装置の故障等による異常な取引を防止するための基準

(直接接続契約の締結)

第3条 直接接続方式を提供しようとする受託取引参加者は、直接接続方式の提供を開始する日までに、前条に規定する事項について定めた書面を添付して、当社に対して直接接続契約の締結を申請し、当社と当該契約を締結しなければならない。

- 2 当社は、前項の直接接続契約締結の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果適当と認めるときは、当該契約締結の申請を行った受託取引参加者と直接接続契約を締結するものとする。
- 3 受託取引参加者は、当社と直接接続契約締結後において、前条各号に規定する事項について定めた書面に変更があったとき又は直接接続委託者に対し別の事項を定めたときは、速やかに当社に届け出なければならない。

(直接接続委託者の体制等)

第4条 受託契約準則第75条第2項に定める直接接続委託者の体制等は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 委託者の直接接続方式に供される取引端末装置が適切なものであること
 - (2) 委託者が直接接続方式による取引を管理する上で責務及び権限を有する管理責任者を選任し配置していること
 - (3) 委託者が直接接続方式による取引の管理のため適切な社内規則等を整備していること
 - (4) 前各号のほか、当社が必要と認める事項
- 2 受託取引参加者は、前項各号に定める事項について適切な体制等が確保されているか確認しなければならない。また、受託取引参加者は、当該事項に変更があった場合はこ

れを把握するとともに、当該事項の不備等を発見したときは、委託者に対して、速やかに当該不備等を解消するよう指示しなければならない。当該直接接続委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(直接接続委託者の登録)

第5条 受託取引参加者は、直接接続方式による取引を行う前までに、次に掲げる書面を添付して、当社に対して直接接続委託者の登録を申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 受託契約準則第74条に規定する契約書の写し
 - (2) 直接接続委託者が当社の業務規程、受託契約準則、本細則その他の当社の規則等を遵守する旨誓約する書面の写し
 - (3) 第4条第1項各号に定める事項について確認した内容
- 2 当社は、前項の登録の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果適当と認めるときは、当該登録申請を行った受託取引参加者に対し、当該登録申請に記載された者を直接接続委託者として登録した旨、書面をもって通知するとともに、当社に備える登録原簿に次の事項を登録する。
- (1) 直接接続委託者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 直接接続委託者の国籍及び住所（法人にあつては、本社所在地及び直接接続委託者の取引端末装置を設置する事務所等の所在地）
 - (3) 登録申請を行った（委託先）受託取引参加者名
 - (4) 登録年月日及び登録承認番号

(直接接続方式による取引の監視等)

第6条 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、委託者の直接接続方式による売買注文の状況を常時監視する体制を整備しなければならない。

- 2 当社は、前項に規定する受託取引参加者の監視に資するため、当社の中央処理装置に登録される直接接続委託者の売買注文の受付及び約定に係る情報を、ただちに当該受託取引参加者の事業所に設置される取引参加者端末に送信するものとする。
- 3 受託取引参加者は、業務規程、受託契約準則、本細則その他の当社の規則等並びに第2条第2号及び同条第3号の基準に照らし不適當な直接接続委託者の注文については、ただちに取消し等の適切な措置を講じなければならない。当該直接接続委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(受託取引参加者の責任)

第7条 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続委託者に、業務規程、受託契約準則、本細則その他の当社の規則等及び当該受託取引参加者の関連する社内規則を周知し、並びに遵守させる義務を負う。

- 2 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続委託者に、当社と受託取引参加

者の間ですでに締結している取引システム利用契約及び直接接続契約を周知し、並びに同等の条件で利用させる義務を負う。

- 3 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続方式による取引に関し直接接続委託者の行った法律行為、懈怠、過失その他の一切の行為について、責任を負わなければならない。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成22年9月27日に施行する。

附則

第2条（直接接続方式の提供に係る実施基準の作成等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第2条（直接接続方式の提供に係る実施基準の作成等）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。